

障害のある人への虐待を防ぎましょう!

～誰もが安心して暮らせる岡山県に～



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法を知っていますか？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せいしき しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい
障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
しえんとう かん ほうりつ へいせい ねん がつ にち しこう ぎゃくたい
支援等に関する法律」）は、平成24年10月1日から施行され、虐待によって
しょうがい ひと けんり そんげん ふせ ほうりつ しょうがい
障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害の
ひと あんてい あんしん せいかつ しゃかいさんか すず ぎゃくたい
ある人の安定・安心した生活や社会参加を進めるために、みんなで虐待の
ぼうし とく く ぼうし
防止に取り組んでいきましょう。



おかやまけん
岡山県
おかやまけんしゃがいふくしikai
岡山県社会福祉士会



障害のある人への虐待は 絶対に許されるものではありません

■ 虐待は障害のある人の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。絶対にあってはならないことですが、虐待と気付かないままに起きている恐れもあります。

- 特定の人や家族、場所ではなく、どここの家庭でも起こりうる問題
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合がある(しつけや指導と誤っているなど)
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないので、自分から被害を訴えられない場合がある



Point

みなさん一人ひとりが、この問題を認識して、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です

■ 障害のある人とは

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能に障害があり、その障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を言います

※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます

■ 障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、特に次の3種類の虐待について定めています

① 養護者(家族・親族)などによる虐待

障害のある人の生活の世話や金銭管理などを行っている家族親族、同居人などによる虐待



② 障害者福祉施設従事者などによる虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待



③ 使用者による虐待

障害のある人を雇っている事業主などによる虐待



■ 保健・医療・福祉等関係者の責務

① 障害者福祉施設設置者等、使用者など

- ・ 従事者や労働者に対する研修の実施
- ・ 障害のある人や家族からの苦情処理体制の整備

② 学校、保育所等の長、医療機関の管理者など

- ・ 職員、その他関係者(児童、生徒、学生を含む)に対する研修・普及啓発の実施
- ・ 障害のある人に対する相談体制の整備、虐待に対処するための措置

施設で生活している A さんは、障害のため、思い通りにならないと、急に暴れ、周りに手をあげることがあります。

ある日、他の利用者に手をあげそうになった A さんに対し、施設職員が手を払い、「やってはダメと何度か言っているだろう」と怒りました。それを見ていた他の職員は…

事業所で働く B さんは、当直の日になると事業所の作業主任に呼び出され、性的な関係を持っていた。B さんは拒否していましたが、「首になってもいいのか」と脅され、誰にも相談できずにいました。

ある日 B さんは、思い切って同じ事業所で働く女性職員に相談しました。相談を受けた女性職員は…

工場で働く C さんは、障害のため度々ミスをしていました。もともと厳しい性格の工場長は、C さんのミスに対しフォローしながらも、「どうして分からない」「何度言えばいいんだ」といつも大声で怒鳴っていました。

毎日出勤していた C さんは次第に休みがちになってしまいました。周りの従業員は…



これって虐待?!

虐待は日常の中にも潜んでいます

社会に暮らす全員が「見逃さない・見過ごさない」の意識を持つことが大切です。

もしかして…と思った時点ですぐに相談窓口へ連絡してください。虐待の拡大を食い止めましょう。

障害者施設に通っている D さんは、母の死後兄と暮らし始めました。D さんは、兄にお金の管理を任せていましたが、しばらく経つと生活費がほとんど貰えなくなりました。D さんは次第にやせ細り、施設に通わなくなる日も増えてきました。異変に気付いた施設職員は

障害者施設に入所している E さんは、隣の部屋の F さんと仲が悪く、殴り合いのけんかをして、怪我をすることも時々ありました。施設の職員は、「2 人の問題だから、仕方がない」とけんかに対して何の対策もしていませんでした。

ある日 E さんは、F さんに殴られたことで転倒し骨折してしまい…

知的障害のある G さんは、公的なサービスは利用せず、母の支援を受けながら、母と 2 人で生活を送っていました。

ある日、母が病気で倒れ、G さんは一人暮らしとなってしまいました。G さんの家には、ゴミが溜まり悪臭がするようになりました。異変に気付いた近所の人は…

こんなことが虐待にあたります

※障害のある人に対する虐待は、次の5種類に分類されます

身体的虐待

暴力や体罰などによって、障害のある人の身体に傷や苦痛を加えること

例

平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる、食べ物や飲み物を無理やり口に入れる、部屋に閉じ込める、ベッドなどに縛り付けるなど



サイン

- 顔や体に不自然な傷やあざがしばしば見られる
- おどおどしている・急におびえる・泣きだす
- 傷やあざの理由の説明が言う度に違っている
- 背中など、服に隠れた部分にも傷やあざがある
- 不自然に身を守るような動作をする

性的虐待

無理やり(または同意と見せかけて)性的な行為をすることや、性的な行為をさせること

例

性交、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せるなど



サイン

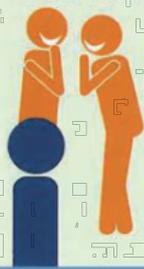
- 肛門や性器からの出血や傷がみられる
- ひわいな言葉を発するようになる
- 急に、異性の身体を触るようになる
- 性器の痛みやかゆみを訴える
- 性器をいじる
- 人目を避けたがるようになる

心理的虐待

脅しや侮辱などによって精神的に苦痛を与える

例

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、差別的な扱いをする、子ども扱いをする、意図的に無視をする、ひどく叱りつける、話しかけられてもわざと無視をするなど



サイン

- かきむしるなど自分の身体を自分で傷つける
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- 過食・拒食をする、体重の変動が激しい
- 「死にたい」などと口走る
- かみつくなど攻撃的な態度を示す
- おびえる、パニックを起こす
- 表情が無くなる、無気力になる

※虐待を受けている人が18歳未満の場合…児童虐待防止法の適用となりますが、養護者への支援は被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用されます
 虐待を受けている人が65歳以上の場合…障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法いずれも適用されます





放棄・放 任 (ネグレ クト)

障害のある人の世話や介護、介助を怠り、
生活環境や心身の状態を悪化(衰弱)させること

※施設・職場においては、施設の長や使用者が、施設(職場)内で起きている虐待を放置することなども該当

例

十分な食事や水分を与えないなどの必要な介助をしない、
劣悪な住環境の中で生活させる、
必要な医療や福祉のサービスを受けさせない、
同居人などによる障害のある人への虐待を放置する、
利用者同士の虐待を放置する、
従業員からの虐待を放置するなど



サイン

- 衣服や髪の毛の汚れ、体臭がひどい
- 支援しようとする人を避ける
- 学校や職場に出てこようとしない
- 外でガツガツ食べる、
体重が増えない
- 部屋から異臭がする

経済的 虐待

本人を騙したり、同意なしに、財産、年金、賃金、預貯金を使うこと、
理由無く金銭を与えない行為

例

年金や賃金を渡さない、
本人の同意なしに預貯金などを
処分・運用する、
生活に必要な金銭を渡さないなど



サイン

- 賃金や年金などの収入を得ているのに貧しい身なりで、
お金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない

セルフネグレクト(自己放任)

※障害者虐待防止法による明確な規定はありませんが取扱い準じた支援を行うことが必要とされています

自らの意思で、またはその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が
低下し自らの世話が出来なくなり、他者に対して援助を求めず放置している
など、客観的にみて本人の人権が侵害されていること

サイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 支援者が相談に乗ろうとしても、拒否しあきらめの態度が見られる
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする



参考

※配偶者や内縁関係の間で起こる暴力の場合は、障害者虐待として取り扱われますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(通称: DV防止法)の対象にもなります



虐待に気付いたらどうしたらいいのですか？

障害者虐待の早期発見が大切です。 迷わずご連絡ください!!

障害のある人が、家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いた人は、ひとりで抱え込まないで、すみやかに担当窓口へ連絡、相談してください。地域ぐるみでの早めの対応や支援が、虐待されている障害のある人やその家族などが抱える課題の解決につながります。

※通報や届出た人の情報は守秘義務によって守られています。また、通報者は通報等をしたことを理由に解雇や不利益な取り扱いをされることが禁止されています。なお匿名による通報もできます。



■ 養護者（家族など）への支援も大切です

障害者虐待では、虐待している側の養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、自分でも歯止めがきかなくなっていることがあります。虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することで養護者の抱える課題を解決し、虐待の悪循環を止めましょう。

サポート例

介護の負担を軽くする

障害者福祉サービスの利用で、介護の負担を減らし、休息する時間をつくる

ストレスの軽減

カウンセリングの利用や家族会議などの参加で心の負担を癒していく

専門的な支援をする

養護者の障害や病気、経済的な問題など、必要に応じた専門機関につなぐ

知識や技術を増やす

虐待につながらないように、必要な障害に関する介護技術や知識を提供する

成年後見制度の活用

成年後見制度は知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度です。預貯金など財産の管理やさまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害のある人を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害のある人を保護するために、市町村の判断で申し立てをすることができます。

施設・事業所の虐待防止と対応について

01 施設・事業所の虐待防止の責務 (障害者虐待防止法第15条)

障害者福祉施設の設置者または障害福祉サービスの事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他障害者虐待の防止のための措置を講じなくてはなりません。

02 自立支援協議会などを通じた地域の連携

地域の連携も大切です



虐待の防止や早期の対応等を図るためには、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。例えば、次のようなネットワークが考えられます。

I) 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワーク

II) サービス事業所などによる虐待発生時の対応(介入)ネットワーク

虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク

III) 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク



03 早期発見と通報義務 (障害者虐待防止法第6条/第16条)

・障害者福祉施設など障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見と国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければなりません。

・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、**速やかに市町村に通報する義務があります。**

※施設・事業所の管理者などが、施設・事業所内の障害者虐待について職員から相談を受けたり、養護者や使用者による障害者虐待に気付いて相談を受ける場合も、虐待が疑われる時には、通報義務があります。

法律により、通報者に対する保護が規定されています。情報が漏れたり、解雇その他不利益な扱いを受けることはありませんので安心して通報してください。



04 障害者や家族が置かれている立場の理解

施設・事業所の職員は、障害のある人や、その家族が置かれている立場を理解する必要があります。

- ・重度の障害のためにコミュニケーションが難しく、虐待を受けた場合でも、第三者に説明したり、訴えたりすることができない
- ・施設を出ると住む場所がなくなる不安があるため、職員の顔色を見て生活をしている
- ・「お世話をお願いしている」という意識から、施設・事業所の職員に対して、思っていることを自由に言えないと感じている…など

施設・事業所の管理者や職員は、利用者である障害のある人や家族にこのような意識が働いていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要があります。

05 障害者虐待の未然の防止について

人権意識や支援技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示さなければなりません。

虐待防止責任者、組織、防止ツール(マニュアル、チェックリスト等)の整備を進めていきましょう。

06 虐待を防止するための体制について

- (1) 運営規程への定めと職員への周知
- (2) 虐待防止の責任者を設置するなどの体制整備
- (3) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底



職員一人ひとりが日頃の支援行為を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘んでいきましょう。

07 人権意識、知識や技術向上のための研修

人権意識、専門的知識、技術向上のため、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

例えば、次のような3つの類型が考えられます。

- I) 管理職を含めた職員全体を対象にした人権意識を高めるための研修
- II) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- III) 事例検討などによりスーパーバイザーの助言を得て行う、個別支援計画を充実強化するための研修

※職員一人ひとりの研修ニーズを把握しながら、また職員の業務遂行状況を確認しながら研修計画を作成しましょう。



08 虐待を防止するための取り組みについて

I) 日常的な支援場面の把握

管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子を見るなど、管理体制に留意し、職場の状況を把握しましょう。

II) 風通しの良い職場づくり

職員のストレスは、虐待を生む原因となる恐れもあります。支援にあたっての悩みや苦勞を職員が平素から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制づくりを行いましょう。

III) 虐待防止のための具体的な環境整備

未然防止のための具体的な環境整備策は次のようなものがあります。

自己・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用、苦情解決制度の利用、サービス評価やオンブズマンなどの利用、ボランティアや実習生の受入れと地域との交流、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用など

みんなで虐待を防ぎましょう

あなたの勇気ある一声が必要です



虐待が疑われたら、障害者虐待防止法に基づき、**市町村障害者虐待防止センター**へ通報してください。